

第三十回国会 文教委員会 議院 衆議院 議 録 第十四号

昭和三十四年三月二十日(金曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 臼井 莊一君

理事 稻葉 修君 理事 加藤 精三君

理事 木村 武雄君 理事 永山 忠則君

理事 小牧 次生君 理事 櫻井 奎夫君

理事 清瀬 一郎君 理事 鈴木 正吾君

理事 高橋 英吉君 理事 竹下 登君

理事 谷川 和穂君 理事 中村 寅太君

理事 松永 東君 理事 八木 徹雄君

理事 野口 忠夫君 理事 長谷川 保君

理事 堀 昌雄君 理事 本島百合子君

理事 山崎 始男君

出席國務大臣

文部大臣 橋本 龍伍君

出席政府委員

文部事務次官 高見 三郎君

文部事務官 齊藤 正君

(大臣官房総務 参事官)

文部事務官 清水 康平君

(体育局長)

文部事務官 福田 繁君

(社会教育局長)

委員外の出席者

議員 小牧 次生君

議員 野口 忠夫君

議員 宮崎 昇君

議員 鈴木 義男君

議員 鈴木 修君

議員 石井 勲君

専門員 石井 勲君

本日、の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

第一類第六号

文教委員会議録第十四号 昭和三十四年三月二十日

社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)(参議院送付) 日本学校安全会法案(内閣提出第一二二号)

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男君外三名提出、衆法第四号)

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書等の給与に関する法律案(野口忠夫君外二名提出、衆法第四〇号)

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(辻原弘市君外三名提出、衆法第五二二号)

○臼井委員長 これより会議を開きます。まず国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書の給与に関する法律案を議題とし、提出者より趣旨説明を聴取いたします。野口忠夫君。

第一条 この法律は、日本国憲法に定める義務教育無償の原則に則り、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に、教科用図書の給与し、もつて義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校及び中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「児童」とは、学校教育法第二十三条に規定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

第三条 国及び地方公共団体は、その設置する義務教育諸学校に就学する児童及び生徒に対し、当該義務教育諸学校において使用する教科用図書(学校教育法第二十一条第一項(同法第四十条及び第七十六条において準用する場合を含む。以下同じ。))を、各学年(二以上の学年を通じて一種類の教科用図書を使用する教科にあつては、当該二以上の学年)ごとに、各教科につき一種類(政令で定める教科については、政令で定める二以上の種類)ずつ給与する。

2 前項の教科用図書の給与は、義務教育諸学校の校長を通じて行うものとする。

(国の負担) 第四条 国は、地方公共団体の設置する義務教育諸学校に就学する児童及び生徒に係る前条第一項の教科用図書の給与に要する経費の全部を負担する。

(特別区に関する特例) 第五条 特別区の設置する義務教育諸学校は、この法律の適用については、都が設置しているものとみなす。

(政令への委任) 第六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(経過規定) 2 前項の規定にかかわらず、この法律は、昭和三十五年度において小学校並びに盲学校及び聾学校の小学部の第一学年から第三学年までの児童に限り、昭和三十六年度においては小学校並びに盲学校及び聾学校の小学部の児童に限り、適用する。

(就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の廃止) 3 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)は、廃止する。ただし、昭和三十五年度における小学校の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学校の生徒のための教科用図書又はその購入費の給与に関する国の補助に關しては、なお、従来の例による。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正) 4 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」の下に「(地方公共団体の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係るものにあつては、第一号を除く。)」を、同項第一号中「教科用図書」の下に「(学校教育法第七十六条において準用する同法第二十一条第一項に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)は、廃止する。ただし、昭和三十五年度における小学校の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学校の生徒のための教科用図書又はその購入費の給与に関する国の補助に關しては、なお、従来の例による。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正) 4 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」の下に「(地方公共団体の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係るものにあつては、第一号を除く。)」を、同項第一号中「教科用図書」の下に「(学校教育法第七十六条において準用する同法第二十一条第一項に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)は、廃止する。ただし、昭和三十五年度における小学校の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学校の生徒のための教科用図書又はその購入費の給与に関する国の補助に關しては、なお、従来の例による。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正) 4 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」の下に「(地方公共団体の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係るものにあつては、第一号を除く。)」を、同項第一号中「教科用図書」の下に「(学校教育法第七十六条において準用する同法第二十一条第一項に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)は、廃止する。ただし、昭和三十五年度における小学校の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学校の生徒のための教科用図書又はその購入費の給与に関する国の補助に關しては、なお、従来の例による。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正) 4 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」の下に「(地方公共団体の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係るものにあつては、第一号を除く。)」を、同項第一号中「教科用図書」の下に「(学校教育法第七十六条において準用する同法第二十一条第一項に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)は、廃止する。ただし、昭和三十五年度における小学校の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学校の生徒のための教科用図書又はその購入費の給与に関する国の補助に關しては、なお、従来の例による。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正) 4 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」の下に「(地方公共団体の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係るものにあつては、第一号を除く。)」を、同項第一号中「教科用図書」の下に「(学校教育法第七十六条において準用する同法第二十一条第一項に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)は、廃止する。ただし、昭和三十五年度における小学校の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学校の生徒のための教科用図書又はその購入費の給与に関する国の補助に關しては、なお、従来の例による。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正) 4 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」の下に「(地方公共団体の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係るものにあつては、第一号を除く。)」を、同項第一号中「教科用図書」の下に「(学校教育法第七十六条において準用する同法第二十一条第一項に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)は、廃止する。ただし、昭和三十五年度における小学校の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学校の生徒のための教科用図書又はその購入費の給与に関する国の補助に關しては、なお、従来の例による。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正) 4 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」の下に「(地方公共団体の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係るものにあつては、第一号を除く。)」を、同項第一号中「教科用図書」の下に「(学校教育法第七十六条において準用する同法第二十一条第一項に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)は、廃止する。ただし、昭和三十五年度における小学校の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学校の生徒のための教科用図書又はその購入費の給与に関する国の補助に關しては、なお、従来の例による。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正) 4 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」の下に「(地方公共団体の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係るものにあつては、第一号を除く。)」を、同項第一号中「教科用図書」の下に「(学校教育法第七十六条において準用する同法第二十一条第一項に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)は、廃止する。ただし、昭和三十五年度における小学校の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年度及び昭和三十六年度における中学校の生徒のための教科用図書又はその購入費の給与に関する国の補助に關しては、なお、従来の例による。

2 都道府県は、当該都道府県又は当該都道府県に包括される市町村の設置する養護学校の小学部又は中学部に就学する児童又は生徒に係る教科用図書の購入費の全部を支弁しなければならない。

第三条第二項中「第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四条中「負担する」を「、同条第二項の規定により都道府県が支弁する経費の全部を負担する」に改める。

(附則第四項の規定の施行に伴う経過規定)

5 公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係る教科用図書の購入費の支弁については、昭和三十五年においてこれら学校の小学部の第四学年から第六学年までの児童及びこれらの学校の中学部の生徒に限り、昭和三十六年度においてはこれらの学校の中学部の生徒に限り、昭和三十三年の改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励法に関する法律(以下「新就学奨励法」という。)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

6 新就学奨励法第二条第二項の規定による公立の養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係る教科用図書の購入費の支弁は、昭和三十五年においては小学部の第一学年から第三学年までの児童に係るものに限る、昭和三十六年度においては小学部の児童に係るものに限るものとし、昭和三十五

年度における小学部の第四学年から第六学年までの児童並びに昭和三十五年及び昭和三十六年度における中学部の生徒に係る教科用図書の購入費の支弁については、新就学奨励法の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の二の次に次の一号を加える。

二十九の二の二 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書の給与に関する法律(昭和三十四年法律第 号)の定めるところにより、盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に対し教科用図書を給与すること。

別表第二第二号二十七の二の次に次のように加える。

二十七の二の二 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書の給与に関する法律の定めるところにより、小学校及び中学校の児童及び生徒に対し教科用図書を給与すること。

(地方財政法の一部改正)

8 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十号第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 義務教育諸学校の児童

及び生徒に対する教科用図書の給与に要する経費

(生活保護法の一部改正)

9 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「教科書その他の」を削る。

理由

義務教育の円滑な実施に資するため、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に教科用図書を給与することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十五年度約二十八億円、昭和三十六年度約六十九億円、昭和三十七年度以降各年度約百三十億円の見込である。

○野口忠夫君 たいま議題となりました国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書の給与に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

日本国憲法第二十六条によつて明らかにされていますように、すなわち、すべての国民は、ひとしく教育を受ける権利を有し、義務教育はこれを無償とすることが定められているのであります。しかるに、教科書代を中心とする教育費の父母負担は年々増加の一途をたどり、そのため子弟を教育せしめ

るために父母家族はその生活を切り詰めているのが現状であります。この父母負担につきましては、昭和三十年年度の文部省調査で明らかにされていますように、小学校の児童について九千一百二十八円、中学校の生徒については一万一千六百一十一円となっているのであります。

このような実情にかんがみますときに、義務教育の円滑な実施と教育の質を向上させるため、義務教育諸学校の児童生徒に対してその教科用図書を、国は無償完全給与することが適当であると考へ、今回提案する運びに至つた次第であります。

以下内容にわたつて御説明申し上げます。

まず第一は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を各教科につき一種類ずつ給与することであり、第二には、国は教科用図書の給与に要する経費の全部を負担することであり、第三には、経過措置として三カ年計画、昭和三十五年度から昭和三十七年度までをもつて実施することとであります。

以上がこの法案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○白井委員長 次に市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より趣旨説明を聴取いたします。小牧次生君

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第一条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 市(特別区を含む。以下この条において同じ。)町村(政令で指定する市町村を除く。)立幼稚園の園長、教諭及び助教諭の給料その他の給与は、都道府県の負担とする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「第一条及び第二条」を「第一条から第三条まで」に改める。

第三十九条中「校長」の下に「並びに同法第三条に規定する幼稚園の園長」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際、現に市(特別区を含む。以下同じ。)町村

(改正後の市町村立学校職員給与負担法第三条の政令によつてこの法律の施行の際指定された市町村を除く。以下附則第三項から第十項までにおいて「市町村」というのは設置する幼稚園の園長、教諭又は助教諭(以下「園長等」という。))である者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該幼稚園の園長等となるものとする。

3 この法律の施行の際現に市町村の設置する幼稚園の園長等であつて、この法律の施行前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該幼稚園の園長等である者に係るこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお、従前の例による。この場合において、この法律の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

4 この法律の施行前に市町村の設置する幼稚園の園長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお、従前の例による。

5 この法律の施行後における市町村の設置する幼稚園の園長等(臨時の者を除く。以下この項において同じ)の定数については、改正後の地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第四十一条第一項及び第二項の定数が定められるまでの間は、この法律の施行の際における市町村の設置する幼稚園の園長等の数によるものとする。

6 この法律の施行の際現に市町村の設置する幼稚園の園長等であつて、引き続き当該幼稚園の園長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選任によつて、当該市町村の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、都道府県は、市町村の退職手当を受けない者の当該都道府県の退職手当について、その者のこの法律の施行の日前の当該市町村の設置する幼稚園の園長等としての在職期間(当該在職期間に接続する在職期間であつて当該市町村の退職手当を受けるべきものを含む)をこの法律の施行の日以後の当該市町村の設置する幼稚園の園長等としての在職期間に折算する措置を講ずるものとする。

7 都道府県は、この法律の施行の際現に市町村の設置する幼稚園の園長等である者が、引き続き当該幼稚園の園長等となつた場合において、政令の定めるところにより、当該市町村の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける職員(以下「市町村職員」という。)としてのこの法律の施行の日以前の在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に折算する措置を講ずるものとする。

8 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該市町村の市町村職員となつた場合においては、当該市町村は、政令の定めるところにより、その者の当該都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員の(以下「都道府県職員」という。))としてのこの法律の施行の日以後の引き続き在職期間を当該市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に折算する措置を講ずるものとする。

9 市町村又は都道府県は、それぞれ、政令の定めるところにより、市町村職員又は都道府県職員としての在職期間が前二項の規定により都道府県又は市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に折算される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

10 附則第二項から前項までに定め

るもののほか、この法律の施行に伴う市町村の教育委員会から都道府県の教育委員会への事務引継及び市町村の設置する幼稚園の園長等が改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する果費負担教職員(以下単に「果費負担教職員」という。)となつたことに伴い必要な経過措置は、政令で定める。

11 この法律の施行後、附則第二項に規定する政令により指定されている市町村(以下「指定市町村」という。)が同項に規定する政令の改正により指定市町村でなくなつた場合又は改正後の市町村立学校職員給与負担法第三条の政令による市町村の指定があつた場合において、幼稚園の園長等が果費負担教職員となり、又は果費負担教職員でなくなつたことに伴い必要な経過措置は、政令で定める。

12 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の地方団体の種類の欄の道府県に係る部分中

「4 その他の教育費」	人口
一人につき	六二・〇〇
「4 その他の教育費」	人口
一人につき	九二・九〇
同表の地方団体の種類の欄の市町村に係る部分中	「4 その他の教育費」
人口	一人につき
一〇九・八八	を「4 その他の教育費」
人口	一人につき
九六・七九	に改める。

○小牧次生君 たいだいま議題になりまして市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は二つの法律を改正するものでございまして、第一は市町村立学校職員給与負担法の一部を改正するものであり、第二は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正するものでございまして、

市町村立学校職員給与負担法の改正は、同法二条の次に一カ条を追加して、政令で財政力その他の事情を勘案して指定する市町村以外の市町村の設置する幼稚園の園長、教諭及び助教諭の給料その他の給与を都道府県の負担しようとするものでございまして、御承知のごとく、幼稚園教育は人格形成期といわれる三才から六才までの一番重要な時期の教育でありまして、小学校の入学前の教育として重要な役割を果すとともに大きな効果を上げておられます。幼稚園教育の重要性が認識されるにつれて幼稚園の入園希望者は年々増加してきているのでございまして、ところが公立幼稚園におきましては、施設の少いたため希望者の三分の一しか収容されておらず、その競争率は二倍から二十倍の狭き門のところもあり、その結果公立幼稚園に収容されなかつた幼児の中で、経済的に恵まれた家庭の幼児は私立の幼稚園に入園できますが、大多数の幼児ははつきり出されていく現状であります。

また公立幼稚園では、幼児を最大限まで収容しているため、文部省令で定めた施設の暫定最低基準幼児一人当たり〇・九坪を確保していない幼稚園が総数の七三・八%に上り、設備について

も設置基準以下のところが七三%もあり、このような不平常な中で教育が行われているのであります。さらに国立幼稚園の教員は小中学校の教員とひとしい給与を認められているのであります。市町村の財政規模の大小により同一県内の同一学歴者の幼稚園教員の相互間においても給与が異なり、また教育職員の免許の点では同様の資格を要求されているのに、義務教育諸学校の教員と比較いたしました場合、初任給において平均二倍低く、昇給も不完全であるため、その差は年数を経るに従いましてさらに大きくなり、人口二千五百人以内の町立幼稚園の給与は四千九百五十三円で、これを日給に換算すると約百六十五円にすぎない現状にあります。

そこで、本改正案は幼稚園教育が義務教育に準ずる重要な地位を占める点にかんがみ、幼稚園教育の振興をはかるために、公立幼稚園教員の給与などについて小中学校の教員と同じような措置を講じようとしたわけであり、そしてこれにより市町村立の幼稚園の設置を促し、父母負担を軽減しますとともに、教員給与の改善をはかり、さらにその任命権者を都道府県の教育委員会として人事の交流を円滑にし、もってわが国の幼稚園教育の振興をはかりたいと存する次第でございます。

次に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正であります。これは、すでに申し上げましたが、政令で指定する市町村以外の市町村の幼稚園の教員の給与を都道府県の負担といたしましたので、その任命権

者も他の県費負担教職員と同様に都道府県の教育委員会にいたすためのものであります。

なお、本案改正に伴い公立幼稚園の教員の任命権が市町村教育委員会から都道府県教育委員会に移り、給与その他の勤務条件についても都道府県の条例の適用を受けることとなりますので、これに關して必要な経過措置は、付則に必要な規定を設けております。以上簡単でございますが、提案理由を申し上げた次第でございます。何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。(拍手)

○日井委員長 両案に対する質疑は追って行うことといたします。

○日井委員長 次に社会教育法等の一部を改正する法律案と日本学校安全会法案及び国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案の三案を一括議題とし、審査を進めます。質疑の通告がございます。これを許します。永山忠則君。

○永山委員 社会教育法等の一部を改正する法律案について質疑をいたしました。社会教育は自主性を中心としたもので進むべきであるということが、憲法の精神からも社会教育法の精神から見ても考えられるのであるが、これを本法案によりましては官僚統制下に置くのではないかと。その反対の動向があるようでございます。その反対の強い意見をなすものは、保守政権、こ

せん。○福田政府委員 ただいま大臣から御答弁がありました通りでございます。が、若干補足いたしますと、この法案の内容は、大まかに分けますと、大体四点ございます。それは補足説明でも申し上げた通りでございますが、一つはいろいろな地方におきます社会教育を振興するという建前からいたしまして、地方での社会教育の担当者というものを充実していくことが非常に重要な問題でございます。これは社会教育関係者の間では、ずいぶん前から社会教育主事などの社会教育担当者者を充実してもらいたいという希望がかなり強く出ておりました。従って今回の改正におきましてはこういった社会教育主事を漸進的に年次計画のもとに充実していくことと、それに応じて若干の資格の改正をする内容でございます。

またその次には、従来社会教育関係団体に対しては国及び地方公共団体の補助金を全面的に禁止されておる規定がございまして、こういった補助金の禁止規定は現在の社会教育関係の団体からいろいろこの改正の要望が出ておりました。従ってそういった点からいたしまして、従来の社会教育法の十三条を改正いたしまして、こういった社会教育関係団体の活動を助成するためにできる限り援助して、こう、こういうような趣旨でこれを削除するような改正をする点でございます。

三番目には最近御承知のように青少年の不良化傾向というものが一段と高まっております。また最近の傾向によりますと、だんだん青少年の不良化と

申しますか、そういった統計から見ても、青少年犯罪等の年齢の低下がずいぶんやかましくいわれております。そういった点で地方におきましては現実に青少年相談員あるいは青少年指導員というような非常勤の職員を置きまして、青少年のそういった指導についていろいろ効果を上げておる点もございまして、そういう現実の要望からいたしまして今回の改正におきましては社会教育委員の職務に、諮問的性格以外に青少年教育の振興につきましては、一定の指導助言ができるような職務をつけ加える、これは全く青少年教育の重要性にかんがみまして、青少年の不良化防止という見地からそういう改正をいたしたいと存するのであります。

最後に公民館の問題であります。公民館関係者から従来非常に要望されておりました点は、公民館は御承知のように、発足いたしました十年以上になりますけれども、いまだ地方におきましては、施設設備も十分に、専任職員等も非常に貧弱でございます。そういった点で最低基準を設けて、最低基準に満つるよう国も都道府県も一体となつてこれを援助して、大いに公民館の充実振興をはかっていきたい、そういう希望が従来から出ております。従って今回の改正におきましては、地域の社会教育の中心的機関でございます公民館を充実、発展させるという見地から、これに基準を設けまして、国の振興のために力を入れていきたい、こういう点でございます。なお公民館主事等につきましては、従来職務規定もはつきりいたしておりません。法的

大体以上がおもな点でございますが、いづれも社会教育関係者から要望されておりました点でございます。先ほど大臣から御答弁になりましたような趣旨にはかからないのでございませう。

は、率直に申しまして、原案の方が案は望ましいと考えておるのであります。御修正のございました点は、社会教育主事の講習の点と、十三条の補助金の関係の問題でございますが、社会教育主事の問題も、今日は大学だけでやっておりますのを、原案では一支部大臣又は文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関若しくは都道府県の本方針に従つてこの講習を行うのでありまして、今日ごく限られた大学が行なつておりますより、この方が便利だと思つた次第でありまして、ぜひこれをお願いしたいと思つたのでありますが、今日までのやり方に対しては変化が強過ぎるということで、参議院の方で御修正があつたわけでございます。私は文部当局というものをもう少し御信頼をいただきまして、むしろ社会教育主事の講習の機会というものも、原案の通り広い方が望ましいと思つたのでございますが、これは御意見の末に、今日までやっておりますのに対して、その他の教育機関というのがふえる、その活用でも相当やはり、従来講習の便というものが足らなかつたといふことの補いもつきますので、当局といつたしましては、なるべく原案を通していただきたくは、なるべく、しかしこれでもとにかく相当に從來よりは効果を上げていくことができるので、なるべくやはり皆さん方に趣旨の御了承を得られますならば、部分的な修正というものは、我意ばかり張らずに、その趣旨もくんでいく方がいいのではないかと思つて了承いたしておる次第であります。

○永山委員 当局としては、文部大臣が直接講習会をしたり、あるいは都道府県教育委員会が講習をやるということが、より広く民主的な教育、指導になるのであるから、その方が原案として望ましいのであるが、参議院の御意

見等もいれて、この修正に賛意を表するのであるというようなお言葉をいただいたのでございますが、参議院で緑風会及び社会党、わが党の満場一致で修正したものに對しまして、なお強い反対があるように承わっておるのであります。すなわち二月七日に開催されました日教組の全国教育文化部長会議においては、社会教育法改正反対をさらに強くすべきであるというような決定をされたかのごとく聞いておるのであります。さらにまた青年団の一部の過激分子が中心となりまして、青年問題研究会なるグループが秘密裏に結成されて、これらは各地の青年団や日青

反対があると承わっておるのでございますが、これらの動向はいかように御觀察をされておるのでございますか。

○橋本國務大臣　このような動向は眞に遺憾千万だと思つておる次第でございます。参議院においても初めはやは

りいろいろな誤解等もありまして、いろいろな御意見があったのでございますが、十分に審議をいたしました結果、政府の考えておる趣旨を御理解願えて社会教育の振興の上にこれは必要でいい法案だということで、ほんとうに満場一致で御了承願えましたことは幸いであつたと考えておるのであります。そうした政府の意のあるところについて真剣に耳を傾けて考えてみると、いうこともなしに、一つの先入主で、何か片寄つたことでも権力者がやるように言いますのは、はなはだ残念なことでございます。この法律の趣旨は、先ほど私及び政府委員から御答弁申し

と、多少まだ反対的な活動があるように聞いております。私どものところ、具体的にさらに反対だといってその後来た団体等はございませんけれども、新聞等によりますと、そういう傾向が見られるようであります。

○永山委員 主婦連合会並びに日青協が反対であるかのごとき宣伝が行われておったのでございますが、それはごく一部の指導者が、それらの反対の学者の人々の指導によって反対しておるのであって、それらの会全体はむしろ厳正中立といえますか、好意的立場で本法案に賛意を持っておる動向にあるというようにも聞いておるのでござい

してあります。また西日本でなくても、他の地域の婦人団体の中にも、いろいろ賛成の声をあげておる団体もございまして。従って主婦連全体としては反対というような態度はとっていないと私は聞いております。また日本青年団協議会の中におきましても、これは先国会で参議院文教委員会に出て参りました、日本青年団協議会の副会長の真野氏が参事人としていろいろ発言をされましたのでありますが、これにつきましても、青年団協議会の中の態度を見ますと、これはいわば私どものとり方でありまして、青年団は補助金等につきましても必ずしも反対してはいない、公平な分配をしてもいいというふうな、いわば一種の条件付の態度でおるのではないかと思います。従って青年団協議会におきましても、そういった理事会の態度を全国の青年団単位の団体に流しまして、そしてそれぞれ単位の団体に對するいろいろ指導なり啓蒙をやっておったようでありまして、私どもの承知いたしております範囲では、この社会教育法に反対的な態度をとっておるという青年団体は、割合に少ないのではないかとこのように考へております。まあはっきりした態度は出しておりませんけれども、必ずしも絶対反対という態度ではないというように考へております。

○福田政府委員 今御質問の点は、日青協、それから主婦連のことだと存じますが、主婦連は最初会長の山高会長が反対の態度をおとりになりましたけれども、その後理事会等におきまして主婦連として反対するのはおかしいというふうな建前で、主婦連としての会として反対するというようなことは避けたようでありまして、私も聞いておりますのは、地域婦人団体の方におきましては、地方の単位団体はかなり賛成の団体が多うございまして、社会教育法の改正を非常に要望しておるというのが現状のようであります。特に西

○加藤(精)委員 関連。諸種の団体について、社会教育法を待望しているか、それともこれの成立を望んでおるかという点でございまして、その点につきましても最も私関心を持っておるの

は非常に積極的に賛成という立場を出

は……(「いつ入党したのだ」と呼ぶ

者あり)これは一つの団体でござい

○日井委員 長 静かに願います。

教師の某幹部とか、そういう方たちが

○加藤(精)委員 われらの日本社会党

○橋本國務大臣 ただいまお話のござ

の御審議の過程に現われます御意見

につぎましては、十分尊重いたしまし

の御審議の過程に現われます御意見

○永山委員 一部の学者がこの社会教

府県教育委員会がやるという点

を修正して、文部省が最初意図され

ろうということと削除を受けたのでは
ないかというようにいわれておるので
ございますが、それらの点に関する原
案並びにこれを削除された意図並びに
それによって文部省はどういうように
講習会を持っていく考えであるかを承
りたいのであります。

○福田政府委員 ただいま前段でお述
べになりましたような趣旨でもし考え
ておられる方があるとするならば、私
どもは非常に残念だと考えるのであり
ます。この社会教育法第九条の五にお
きまして、社会教育主事の講習の規定
がございまして、これは現在の規定で
は「教育に関する学科又は学部を有す
る大学が文部大臣の委嘱を受けて行
う。こういう規定になっております。

従って、文部大臣がこの主事の養成講
習につきましては大学に委嘱して実施
をする、こういう建前を従来ずっと
とってきているわけであります。とこ
ろが御承知のように、これに基きます
主事講習の内容は、法令上最低単位数
が十五単位、その科目もはつきり省令
でもって定められております。特に最
近の主事の資格として、あるいは教養
として、いろいろ勉強してもらわなけ
ればならない事情は最近非常にふえて
きております。たとえば一例をあげま
すと、最近の職業教育、技術教育とい
うものが非常に大事になって参りまし
た。あるいはまた、テレビ、放送等の
マスコミの問題が非常に重要視されて
くるということになりますと、勢いそ
ういった科目あるいは内容を拡充しな
ければならないというような問題があ
るのであります。従って、主事の講習
の内容につきましては、相当充実した
ものをやらなければならないというよ

うな要請がございまして。あるいはま
た、たとえば教育の行政、財政等の問
題につきましても、最近の社会教育関
係ではかなり複雑になって参っており
ます。そういった点からいろいろ必要
請を考えますと、従来のように、教育
に関する教育主事あるいは学芸主事等
で実施いたしますだけでは十分でな
い、こういうような点から、そういう
教育に関する学部、学科だけでなく、
他のそういうものを持たない大学にお
きましてこの講習ができませんよう
におきましても適当なところがあればこ
れに委嘱して実施する、こういうよう
に範囲を広げまして、また文部省も必
要があれば講習の一部を担当して、あ
るいは都道府県教育委員会もそれぞ
れの立場から講習の内容に協力いたしま
して、そうしてそれぞれの機関が協力
して、よりよい社会教育主事の講習を
実施していきたい、こういうのが私ど
も原案でございまして。従って、この
原案は、私どもが従来の社会教育主事
の講習をやって参りました経験にかん
がみまして、これを広げた方がよろし
いというような考え方で改正をいたし
たのであります。従来の各大学に委嘱
しました講習の内容につきましても、
やはり各機関が協力できるような態勢
でやって参ったのであります。しか
しながら法令上制約がありますので、
改正案のようにいたしましたのであり
ます。ところがたゞいまお尋ねのよう
に、参議院におきまして、この点につ
いて御修正を受けたのであります。そ
れはこの講習については、文部大臣が
みずから講習を実施するか、あるいは
は都道府県教育委員会が講習を実施

する、こういうような点については社
会教育主事の性質と申しますか、職務
が非常に専門的な職務になっておりま
すので、そういう教育上の専門職を
養成する場合におきましては、やはり
文部大臣、都道府県教育委員会とい
うものが入らぬ方がいんじゃないかと
いうようなお考えのように承わってお
ります。この修正案の提案の理由を松
永委員が御説明になりました際にも、
そういう専門的職務につきましても
は、行政系統の機関が入らない方がよ
ろしい、こういうような御意見のよう
に伺ったのであります。従って私ども
もいたしましては、そういう御修正を
受けたのでありますから、その通りに実
施いたしたいわけでありまして。しか
しながら従来の教育主事を有する大学だ
けでなく、一般の他の大学におきまし
ても、これができるように広がりまし
たので、その他の大学等のあらゆる力の
御協力をお願いいたしまして、あるい
はまた教育研究所等の研究機関におき
ましても、できる限りの協力をいただ
きまして、文部大臣がそれらの大学の
機関に委嘱をして、よりよい社会教育
主事を養成していきたい、こういうよ
うに考えておるわけでありまして。決
して先ほどお述べになりましたような趣
旨で、この改正を企てたものではござ
いせん。その点は誤解のないようにお
願い申し上げたい。

○永山委員 われわれから見ますと、
教育講習を委嘱する者は文部大臣でござ
いますから、その委嘱する文部大臣
が、みずから講習しても、教育委員会
がやっても、何ら差しかえないよう
に考えるのでございまして、修正に対
してはただいまのお話を了承するもの
でございまして。さらに大学を広げた
という点と同時に、その他の教育機関で
講習ができるようになっておるのであ
りますが、「その他の教育機関」という
のは、どういうものがあるわけござ
いますか。

○福田政府委員 その「その他の教育
機関」とありますが、これは解釈上は
かなり広く、たとえば公民館、図書館
が入るような解釈になろうかと思いま
すが、私どももいたしましては、さし
あたり考えておりますのは、中央、地
方の教育研究所等の機関がこれに該当
する教育機関だ、こういうように考え
ております。

○永山委員 解釈としては図書館も、
博物館も入るが、主として考えられる
ことは、国立の教育研究所や、都道府
県にある教育研究所というようなもの
であるというように聞いたのでありま
すが、都道府県には教育研究所がある
わけではございませんか。

○福田政府委員 大体各県には、県立
の教育研究所を持っておられるよう
であります。しかしながらこの教育研
究所は、十分調べて見ましてもわかりま
せんが、必ずしも内容が充実していな
いところも相当多いように聞いており
ますので、こういった社会教育主事の
講習等をお願いするような場合に、そ
のまま研究所が当られるということに
あるいは無理があるのではないかと
いうように考えます。従って地方の都道
府県立の教育研究所を考えましても、
これはやはり内容の相当しつかり充実
したところでない、さしあたりお願
いできないのではないかとというよう
に考えております。

○加藤(精)委員 関連して。私はこの
教員養成を主とする学科または学部
を有する大学に限って、文部大臣が委
嘱するということについての社会教育
局長の御答弁を非常に味わい深く承
わったのでございまして、こうした
マスコミの時代にも入り、また科学技
術をうんと伸ばしなくてはならぬ時代
にも入り、また同時に産業教育を非
常に重視しなければならぬ時代に入
っているのございまして、そういう時
代に入っておりますがゆえに、それ
からまた一方、社会教育というもの
の扱います範囲が非常に広範囲にな
って参りました今の時代に即しまして、従来の
とく大学教授だけがこうした養成に
適するということを考えるのは少し無
理があるのじゃないか。たとえばボー
スカウトなんかの指導なんかは、世
界各国ともヴォランティアとエグザ
クティブ、すなわち奉仕者とか民間
者というような人たちが中心にな
って勃興したものと聞いております。大
学教授が指導しても指導できないよ
うな非常な年令の低い、そして自
発心が旺盛であつて、模倣性が強い
という特殊な立場にある対象に對し
まして、近くに住む、そしてその少
年の生活の実態を知っておる人た
ちが、自発的にボランティアとして
いろいろな奉仕をするということは、
これが社会の生命力をほんとうに
高くし、榮えていく一つの大きな
原動力だと思つております。それ
から同じ技術を教えますにつ
きましても、理科教室における科
学技術を教えるというふうな調子
でなしに、実態に即した手近な材
料、手近な現象に着目して指導し
ていくというふうな、そういう方
面の専門家、実務家、エグザク
ティブというふうな

教員養成を主とする学科または学部
を有する大学に限って、文部大臣が委
嘱するということについての社会教育
局長の御答弁を非常に味わい深く承
わったのでございまして、こうした
マスコミの時代にも入り、また科学技
術をうんと伸ばしなくてはならぬ時代
にも入り、また同時に産業教育を非
常に重視しなければならぬ時代に入
っているのございまして、そういう時
代に入っておりますがゆえに、それ
からまた一方、社会教育というもの
の扱います範囲が非常に広範囲にな
って参りました今の時代に即しまして、従来の
とく大学教授だけがこうした養成に
適するということを考えるのは少し無
理があるのじゃないか。たとえばボー
スカウトなんかの指導なんかは、世
界各国ともヴォランティアとエグザ
クティブ、すなわち奉仕者とか民間
者というような人たちが中心にな
って勃興したものと聞いております。大
学教授が指導しても指導できないよ
うな非常な年令の低い、そして自
発心が旺盛であつて、模倣性が強い
という特殊な立場にある対象に對し
まして、近くに住む、そしてその少
年の生活の実態を知っておる人た
ちが、自発的にボランティアとして
いろいろな奉仕をするということは、
これが社会の生命力をほんとうに
高くし、榮えていく一つの大きな
原動力だと思つております。それ
から同じ技術を教えますにつ
きましても、理科教室における科
学技術を教えるというふうな調子
でなしに、実態に即した手近な材
料、手近な現象に着目して指導し
ていくというふうな、そういう方
面の専門家、実務家、エグザク
ティブというふうな

教員養成を主とする学科または学部
を有する大学に限って、文部大臣が委
嘱するということについての社会教育
局長の御答弁を非常に味わい深く承
わったのでございまして、こうした
マスコミの時代にも入り、また科学技
術をうんと伸ばしなくてはならぬ時代
にも入り、また同時に産業教育を非
常に重視しなければならぬ時代に入
っているのございまして、そういう時
代に入っておりますがゆえに、それ
からまた一方、社会教育というもの
の扱います範囲が非常に広範囲にな
って参りました今の時代に即しまして、従来の
とく大学教授だけがこうした養成に
適するということを考えるのは少し無
理があるのじゃないか。たとえばボー
スカウトなんかの指導なんかは、世
界各国ともヴォランティアとエグザ
クティブ、すなわち奉仕者とか民間
者というような人たちが中心にな
って勃興したものと聞いております。大
学教授が指導しても指導できないよ
うな非常な年令の低い、そして自
発心が旺盛であつて、模倣性が強い
という特殊な立場にある対象に對し
まして、近くに住む、そしてその少
年の生活の実態を知っておる人た
ちが、自発的にボランティアとして
いろいろな奉仕をするということは、
これが社会の生命力をほんとうに
高くし、榮えていく一つの大きな
原動力だと思つております。それ
から同じ技術を教えますにつ
きましても、理科教室における科
学技術を教えるというふうな調子
でなしに、実態に即した手近な材
料、手近な現象に着目して指導し
ていくというふうな、そういう方
面の専門家、実務家、エグザク
ティブというふうな

ものが、非常に必要になってくるのだらうと思うのでございます。そうした分野につきましても、わが国の社会教育の主事の教育、養成というようなものが地につけていないおそれがある、かかるがゆえに農林省所管の生活改善指導員とか、それから農事改良指導員とか、これを社会教育の中の産業教育で教える得る範囲の事項が、他の分野の指導員によって占められることになってきたような気がするのでございます。そうしたような現況にかんがみまして、この社会教育主事の講習には、全部の社会教育主事、主事補、そういうふうな特殊な程度の高い専門教育に向って講習するという必要はないと思ひますけれども、一部の社会教育の専従者に対しては、ヴォランティア、エグザクティブという養成の方法とか、それから、ヴォランティア、エグザクティブの働き方をみずから実習するとか、そういう面の深い教養を身につけてさせるために、特殊の方法や特殊の学科が必要じゃないか、特殊の実習、教育等が必要じゃないか、そういうことを痛感するものでございまして、そういう面につきましても政府委員の御答弁をお願いしたい。

○福田政府委員 ただいまの御質問の御趣旨は私も非常に同感に考へておるところでございます。現在の社会教育主事の資格規定の中の第九条の四にも書いておりますように、必ずしも大学で六十二単位を修得しただけでよろしいというようにはなっていない。大学に二年在学して六十二単位をとりましても「且つ三年以上社会教育主事補の職又は官公署若しくは社会教育関係団体における文部大臣の指定する社会

教育に關係のある職にあつた者」、プラス実際の経験というものを非常に重視しております。そのほかまた教職員の免許状を持つております者におきましても「五年以上文部大臣の指定する教育に關係する職にあつた者」で、しかも文部大臣により定められた講習を終了したもの、こういうように一定の資格要件の中に、大学卒業という資格だけでなく、実際の経験、実務というものを非常に重視して、この社会教育法の中で規定いたしておるわけでありまして、従いまして、たとえば学校の場合などを通じて社会教育の場合におきましては、やはりその青少年等の指導をいたしたような社会教育主事、あるいは主事補のような人たちは、何と申しましても相当の実際の経験、実務というものが非常に重要視されるものと私も考へております。現実にはまた主事の中でよりつばな方は、やはりそういう実際の経験でもつていろいろ指導されておるといふ方がいい成績を上げておるという聞いております。また社会教育主事の講習の規定の中におきましても、必ずしも十分ではありませんが、大学等で講習を聞いてわかるような、たとえば社会教育学とかあるいは心理学とか、そういうたいわゆる大学の講義でやれるものも入っておりますけれども、そのほかに社会教育演習とか、そういう実際のところの経験等を加味したものをかなり重要視しております。従つて、今後これで十分と申し上げられませんかけれども、今仰せになりましたような点は、青少年指導の建前から申しますと、やはりその指導者を作る場合には相当重要視されていい問題だと考へておりますので、私

ども将来の社会教育主事の養成講習等におきましては、できる限りそういう面を取り入れて、りっぱな主事の養成をしていきたいというように考へております。

○日井委員長 永山忠則君の質疑は次の機会にお譲りいただきまして、次に堀島雄君。

○堀島雄君 御提案になりました学校安全法案について少し伺いたしたのでありますが、きょうは大臣が二時ごろまでしかおいでにならぬということでありまして、あと約一時間しかございせんので、一応ただいまからやらしていただきますけれども、残りしました分については次会にやらせていただくというのを御了承いただきたく思います。

最初に伺いたしたのでございますけれども、この学校安全という問題についての責任者は、一体だれであるかということをお大臣にお伺いしたいと思ひます。

○橋本国務大臣 学校安全という一般の問題についての責任者は学校の管理者であります。

○堀島雄君 では学校の管理者というのは具体的にだれを指すのでしょうか。まず義務教育諸学校についてお答え願ひたい。

○清水政府委員 学校安全という言葉は非常に新しい言葉でございます。今までは学校保健の場合に学校安全というものをやっておったわけでございまして、学校保健と学校安全とはいわば車の両輪の關係を持つておるのでございまして、設置者、ひいては学校当局が学校安全——私どもは学校安全の中には安全教育と安全管理を含め

ているわけでございます。従いまして学校について言いますれば、学校長を中心として学校の安全教育と安全管理を行なつていくわけでございまして。

○堀島雄君 何がなんだかさっぱりわからないのですが、最初は学校の管理者だとなつたのが今の答へになつておるのですが、あなた今の答へだと、学校へいくと校長とかその他の者がいたり、あるいは設置者になつたりで、責任はどこの一人が負うのになつたら、なんとなんかみんなが負うというのでは法律としては理解できないのです。大臣に一つもう一回お答え願ひたい。法律として見た場合における学校安全の責任者は一体だれか、これを具体的に一つお答え願ひたい。これはこの法律の基本問題です。

○橋本国務大臣 学校安全の具体的な内容についての責任という、これは一般的な概念としては、具体的にいろいろの問題があると思ひますが、ごく包括的に申しますれば、学校教育については教育委員会が総体的な責任を負つておるわけでありまして、この安全の保持、また安全教育ということについての総体的な責任を教育委員会が持ちながら、実際には児童を必ずかかっている学校長以下が具体的な学校安全の責任を負つておるわけでござい

ます。

○堀島雄君 今のお話ですと、総括的には地方教育委員会、具体的に学校長ということになるようではありますが、もしそこで法律的な事故が起きて裁判になつたという場合には、一体どちらが当事者になりますか。たとえば学校安全の問題について、これから述べられるようないろいろな事故が起きた、

そうするとその事故が起きたときににおける裁判上の相手方は一体だれになるのか、これを一つはつきりお聞かせいただきたいと思います。

○清水政府委員 そういふ裁判上の問題になりました際には設置者であります。

○堀島雄君 設置者ということは教育委員会自体ですか、地方自治体の首長ですか、そのところをはつきりしていただきたいと思います。

○清水政府委員 公立学校につきましては市町村団体であると思ひます。

○堀島雄君 そういたしますと、責任の最終点は市町村団体ということになります。具体的に団体は手を相手にするということですか、首長その他を相手にするということですか。

○清水政府委員 国家賠償法などを見ますと、その場合設置者であります。それから、それは市町村長でいいのかわからないので、設置者ということではあなたの前にも言つておるのです。それで市町村長でいいのかわからないので、これは国家賠償法ではどうだということをお伺いしておるわけではないのです。具体的に、もし学校安全のことです、設置者あるいは管理者側の不注意に基づいて、何らかの事故が起きた場合には、その事故が起きた人たちの側としては当然損害賠償を要求する権利があるのです。その権利の相手方になる者がはつきりしておるかおらないかというところは、この法律がこれから審議できるかどうかというこの私はスタートになると思ひます。そこで、相手方は国家賠償法によつたらどうかという答へでは私は了承できない。ともか

○堀島雄君 私は、今設置者と言ひましたから、それは市町村長でいいのかわからないので、設置者ということではあなたの前にも言つておるのです。それで市町村長でいいのかわからないので、これは国家賠償法ではどうだということをお伺いしておるわけではないのです。具体的に、もし学校安全のことです、設置者あるいは管理者側の不注意に基づいて、何らかの事故が起きた場合には、その事故が起きた人たちの側としては当然損害賠償を要求する権利があるのです。その権利の相手方になる者がはつきりしておるかおらないかというところは、この法律がこれから審議できるかどうかというこの私はスタートになると思ひます。そこで、相手方は国家賠償法によつたらどうかという答へでは私は了承できない。ともか

○堀島雄君 私は、今設置者と言ひましたから、それは市町村長でいいのかわからないので、設置者ということではあなたの前にも言つておるのです。それで市町村長でいいのかわからないので、これは国家賠償法ではどうだということをお伺いしておるわけではないのです。具体的に、もし学校安全のことです、設置者あるいは管理者側の不注意に基づいて、何らかの事故が起きた場合には、その事故が起きた人たちの側としては当然損害賠償を要求する権利があるのです。その権利の相手方になる者がはつきりしておるかおらないかというところは、この法律がこれから審議できるかどうかというこの私はスタートになると思ひます。そこで、相手方は国家賠償法によつたらどうかという答へでは私は了承できない。ともか

○堀島雄君 私は、今設置者と言ひましたから、それは市町村長でいいのかわからないので、設置者ということではあなたの前にも言つておるのです。それで市町村長でいいのかわからないので、これは国家賠償法ではどうだということをお伺いしておるわけではないのです。具体的に、もし学校安全のことです、設置者あるいは管理者側の不注意に基づいて、何らかの事故が起きた場合には、その事故が起きた人たちの側としては当然損害賠償を要求する権利があるのです。その権利の相手方になる者がはつきりしておるかおらないかというところは、この法律がこれから審議できるかどうかというこの私はスタートになると思ひます。そこで、相手方は国家賠償法によつたらどうかという答へでは私は了承できない。ともか

く、本日以降学校安全の問題について起きた事故によるところの損害賠償の相手方というものはだれであるか、これをここではっきり確認をさせていただくということになれば、この法律の審議をする必要はない。

○清水政府委員 損害賠償は申し上げるまでもなく国家賠償法、民法というものが代表的な法律の根拠でございしますが、それが損害賠償の相手方たる場合は市町村……

○堀委員 長ですか、市町村自治体ですか。

○清水政府委員 市町村、公共団体それ自体であります。

○堀委員 ちよつと、私は今の答弁は法律上疑義がありますので、これはその関係方面の御列席を今いただきたいのですがね。この問題について答弁ができる人ですね。法務省にあるのですか、法制局なのか、ちよつと私にわかりませんが……

○橋本国務大臣 法務省の訟務局長でしよう。

○堀委員 それをちよつと呼んでいた方がいいのです。

○日井委員長 ちよつと御参考までに申し上げますが、法務省刑事局の宮崎昇検事並びに鈴木義男検事がお見えになっております。

○堀委員 いや、それはあとの罰則のところの問題で何うつもりでお越しをいただいておりますがね。今の検事の皆さん方で誤まりない見解をお答えいただけますか。それならば皆さんのあれでよろしいし、もし皆さんの責任においてお答えできなければ、責任のある答弁のできる方を私は呼びたいと思ひますがいかがでございま

しょうか。

○宮崎説明員 ただいまの業務は法務省内の訟務局の方が取り扱っております。私たちは立場上責任ある回答はできません。

○堀委員 訟務局長の出席をお願いいたします。ではそこまでで今の問題は関係者が御出席になるまでちよつと保留をいたしまして、次の問題に入りませう。

この法律を拝見いたしております。と、掛金をかけて給付を受け取るという仕組みになっておりますけれども、この学校安全会法という法律は、そうすると一種の保険行為とみなし得るかどうかという点を大臣にお答えをお願いしたい。

○橋本国務大臣 これはまあ純然たる社会保険というわけではありませんが、せめて、保険に似たような仕組みでございませう。

○堀委員 保険に似たような仕組みということは、私は法律上の答弁としてはまことに遺憾だと思ひます。ということは、やはり私は厳密にここで社会保険だとは申し上げませんが、父兄のみなが掛金を集めてそれを一カ所にプールをして、そうして事故が起きたときにその掛金をかけておる人たちに共済給付金を支給する、あるいはいろいろな廃疾、死亡見舞金を与えるというところは、私は法律の仕組みとしてはやはり一種の保険だというふうに考へるわけなんです、それは保険のようなものだというようなことでは今後論議を進めるわけにはいきませうので、保険という考え方でこれは仕組みとしておると私は思ひますが、そのように理解していかうかという

点をほつきりお答えを願ひたい。

○橋本国務大臣 私が申し上げましたのはこういう意味であります。法律的に保険だと言へば保険業法とか社会保険法とかの適用の問題が起るわけであります。これはあくまでも日本学校安全会法というこの法律に規定した仕組みでございまして、従ひまして保険業法とか社会保険の法律の適用を受けずるわけではございませうけれども、この日本学校安全会法は保険的な仕組みとしてこの法律を仕組んだという、こういう趣旨であります。

○堀委員 そういうことを伺へば、やはり考え方は保険だということを大臣もお認めになったと思ひますので、そこで保険というものの考え方の上に立ちますと、大体掛金を同一の額をかけたおる者は給付が同一でなければならぬ。要するに給付平等の原則といひますが、そういう考え方が私にはなけれども、その点については大臣いかがでございませうか。

○橋本国務大臣 掛金をかけておるに、保険事故の種類に応じて、やはり給付的な掛金でまかない得るような仕組みで給付をするというわけでありまして、給付の内容自身は程度等によつていろいろに変わるのやむを得ぬと思ひます。

○堀委員 程度が異なれば異なるのは当然でございしますが、程度が同一であるときみなした場合に給付は同一となると考へますか。掛金が同一である人たちの集めたものについて、事故が起きてそれに給付するに同一程度のものであれば同一であるというのが私は保険というものの考え方の建前であると思ひますが、その点はいかがでございませうか。

○橋本国務大臣 私は今その点を伺ひましたのは、実はこの法律を拝見いたしました、かんじんのところはほとんど政令に委任するということになって、白紙に委任するとか法律を作れという大体仕組になつておるのです、私はこの法律を審議するについては、ある程度御当局の側の考へ方をここへ述べていただかないと、これだけではほとんどこの法律は審議できないような仕組になつておるわけですから、そこで今の関連で一つ政令に委任されておる中で、皆さんの考へ方を一つ聞いておきたいことは、一体この掛金というものはどういう形で、大体どういう額を払つて全部集めるのか、父兄が一体幾らかけて、そうして地方公共団体が、設置者が大体幾ら持つて、それを全国的にプールするのか、これは政

令にみな委任されておりますが、その具体的な考へ方をちよつと局長から伺ひたい。

○橋本国務大臣 その通り考へております。

○堀委員 そういたしますと、今度は逆に裏側から申しまして、要するに給付に何らかの事情で差別がつくという場合には、今度はその給付に差別をつけておるという実情の関連において掛金の差別がつくということに、さっきの論理からいへば、裏返つていくとそういうことになるわけでありませう。掛金同一であれば給付は同一、もし給付に差別が行われるならば掛金で差別が行われるようになるべきである、こういうふうになるわけでありませうが、その点はいかがでございませうか。

○橋本国務大臣 そういふふうに一般的には考へなければならぬと思ひております。

○堀委員 私が今その点を伺ひましたのは、実はこの法律を拝見いたしました、かんじんのところはほとんど政令に委任するということになって、白紙に委任するとか法律を作れという大体仕組になつておるのです、私はこの法律を審議するについては、ある程度御当局の側の考へ方をここへ述べていただかないと、これだけではほとんどこの法律は審議できないような仕組になつておるわけですから、そこで今の関連で一つ政令に委任されておる中で、皆さんの考へ方を一つ聞いておきたいことは、一体この掛金というものはどういう形で、大体どういう額を払つて全部集めるのか、父兄が一体幾らかけて、そうして地方公共団体が、設置者が大体幾ら持つて、それを全国的にプールするのか、これは政

令にみな委任されておりますが、その具体的な考へ方をちよつと局長から伺ひたい。

○清水政府委員 今御指摘の、この法律によると非常に政令が多いとおつしやいました、その点は相当多いことは認めるのでございませう。しかしこれは御承知の通りこの安全会が行います災害共済給付は、これは任意加入の建前をとつておるわけで、契約によつて行われることになっておるわけでございます。契約を行います際は、定款に基づきまして契約書に付されます約款の記載事項を条件として結ばれる性質のものでございませうからして、法律に一々その内容を規定する必要はないのじゃないだらうか。しかしながらこれは教育的配慮のもとに公共的な性質を持った日本学校安全会を設立して給付させるのであるから、この給付の基準等については政令で縛つて、そうしてその範囲内で定款でやるというふうにしたような次第でございませう。それでただいま御指摘の、それならば掛金の割合はどうなるかというお話でございませうが、掛金は設置者がどの設置者も同じ掛金を支払うわけでございます。もつと具体的に申し上げますと、私も三年間の調査によりまして、義務教育諸学校——小学校を例にとりますと、平年度一人につきまして大体十四円くらいはかけていたかなければならぬと思ひておるわけでございます。本年は十月に発足いたして事業を開始するのはおくれなもので、三十四年度は一人について一年間に四円ということになるわけでありませう。それで設置者はたとへば平年度に例をとりますと、保護者の同意を得まして安

全会と契約をして、そうして設置者もその掛金を十四円払わなければならぬようにこの法律に書いてあるわけでございます。ところがその掛金はやはり設置者も持たなければならぬ、しかし保護者も持たなければならぬ、それがこの第二十条の三項に「前項の学校の設置者は、当該契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。政令で定める範囲内でございすが、これはどういふふうに定めるかという問題が残るわけでございますけれども、政令では十四円一年間掛金をしなければならぬが、たとえば三割から七割、その範囲内において、あるいは二割から八割という考え方もあります。ただいま私どもは三割から七割の範囲内において、三割から七割となりますと、十四円にいたしますと三割は四円二十銭くらいになりましようが、七割といたしますと九円八十銭ということになります。今幾という金がございせんので結局最低が五円から最高九円の範囲内でもって、たとえば四円ならばそのうちの七円は保護者から出してもらう、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○堀委員 そうするとただいま大臣がお答えになったこととさつそく問題が違ってくるわけです。要するにこれが社会保険的なものとして仕組まれておるならば、父兄が支払う金額は各地方自治団体で全部まちはになる。あなたの方の政令が五割ということときめられるならば私はまず第一点としては理解できるが、三割から七割ということでは五円かけておる人もある、七円かけ

ておる人もある、十円かけておる人もある、そういう状態で集めた金を今度は事故が起きて受け取るときに、父兄は同一の災害については同じ金額を受け取るでしよう。そうすると掛金をたくさんかけておる者と少しかけておる者は同一の給付を受けておるといふことになる、一体掛金をかけておる人、すなわち被保険者の権利といふものはこの考え方の上では完全に矛盾をする。ただいま大臣がお答えになったことは、すなわち掛金同一であれば給付同一であるという原則、そういう政令が今承わって私は初めは五割なんだろうと考えておった。少くとも五割と定めるなり七割と定めるなり、公平にきめなければ、この問題はきわめて不公平な問題があとに起る、こういう事実があるのですが、それについては検討されたことがあるのですか。

○清水政府委員 御指摘の点は、私どももな点でございます。しかし私どもといたしましては、共済掛金を支払わなければならない責任者は設置者になつておるわけでございます。また設置者はどの設置者も十四円から十四円を集めまして作りまして、それを安全会にかけるわけでございます。その十四円のうちで設置者がどのくらい持つか、それから父母がどのくらい持つかという割合を政令で掲げたのでございすが、その場合の筋を通せば、かりに設置者がそのうちの五割持つ、あるいは父母がそのうちの五割持つという考え方も当然出てくるだろうと思ひますけれども、掛金は設置者が払わなければならぬ責任がありますので、あとは分担の問題であります。しかしながらその点は私は今七割三割と申しましたけれど、なるべく全国平均するように法律ができましたとは行政指導でもって各個の意見を聞いて考慮して参りたと思つておる次第でございます。

どうしてこうなつたかと申しますと、これは御承知の通りただいま全国にこの法律の出るまでの間暫定的に約二十の府県に安全会がございまして、一県は違ひますが、大部分が父兄、PTAの寄付金によつてまかなわれておる。これはどういふものであらうか。災害補償とかいろいろの考え方がありますが、父兄のそれは非常にまちまちでございまして、それでいろいろの意見がございまして、今後はどうするかという問題が残りますけれども、学校安全あるいはこの学校災害につきましましては、父兄も相当関心を持つていただき、御協力を賜わる意味合いにおいて、何がしか父兄にも持つていただく、こういう考え方から出たわけでございます。まして、支払い義務者である共済掛金の額はどの設置者も同じでございます。

○堀委員 私の質問にお答えになつておらぬわけですが、要するに皆さんに考えていただきたいことは、権利と義務とそれから責任というふうな問題はつきりされてこなければならぬ、掛金の額が小さいからいいとか悪いとかの問題じゃなくて、筋道をはつきりしておかなければいけないというのが原則です。そうすると今おっしゃつた財団法人学校安全会の場合についても、兵庫県ではやはり寄付金になつておる、ところが尼ヶ崎市はこれを全額尼ヶ崎市の教育委員会が負担して、父兄は一文も払つておらないという実情があるわけです。そこで、私は

建前からすれば、さつきお話しになつたように、事故の損害賠償の最終点はまだきまりませんけれども、設置者であるといふことならば、当然設置者が全部持つべきである、父兄に持たせるのでなくて、設置者が持つべきであるといふのが私はロジックとして当然だろうと思ふのです。しかしいろいろの事情があつて、多少父兄負担を願わなければならぬといふことであれば、その父兄負担は三割でよろしい、しかし地方自治体として持つところは全額持つていい、ただやむを得ざる場合は二割持つとか三割持つとかいう考え方であります。私はさつきの政令のお話を聞いておりますと、現在ある安全会の問題の方に比重がいつて、現在ある財団法人学校安全会の上にこれを立てるのでなく、これは新しい法律がここにできるのだと私は考えております。そうすれば、あなたの方の基本的な考え方というものがはつきりきまつておるならば、その線で法律を書くべきだ、金額が多少多いとか少いかという問題じゃなくて、これは物事の筋道は皆さん方の心構えがはつきりしておらぬということが散見されたので、最初に設置者の問題から入るわけなんです、私はただいまのようなことであれば、保険の仕組みという考え方からいけば、まことにどうも不公平である、たくさんかけておる父兄ももう少しは同じだ、少しかけておる父兄ももう少しは同じだ、これはその点で第一の不公平があると私は考へる。

第二点はこれを調べておりますと、要するに社会保険のある地域についてはその医療費の半額を出すのだといふことがここに書いてある、社会保険で先に払つてもらつて残りだけを学校安全会が共済給付金として渡す、そうすると現在はまだ皆保険が全国に進んでおりませんから、保険のある地域とない地域とある、当然ここに倍もらうところと半額のところと、共済給付の中に二通りのものが必ずできるようにこの法律は書いてある。片一方は全額、片一方は半額だ、そうなるが皆保険地域でなくとも健康保険の適用者は同じ金をかけておるけれども、もう一つは半額、そうして普通の保険対象者でない方は、同じ額をかけておつてもうときは倍になる。さつき私はちよつと大臣に伺つておりますように、給付の方に同一行為についての差別がある、それならば掛金を同一をかけておるといふことは、大臣もさつきお答えになつたように、掛金の分も父兄負担が半額にならないと筋道が通らないと私は思ふのですが、そういう問題についてお考えになつたことがあります。

○清水政府委員 今の堀先生の御質問は二点ございまして、最初に掛金の問題です。これは設置者が全額負担するといふことになつておまして、負担する内容は、設置者として予算的にも組まれると思つておるのでございまして、掛金としては、設置者と保護者と同一でございます。ただ、内部的な問題がここに書いてありますけれども、実際問題といたしましては、私も全国平均するように行政指導して参りたいと思つておるわけでございます。それから二番目の社会保険との関係がどうなるか、ある人は半分もらつ

て、入っていない人は全部もう、もし

そうなる不公平になりますので、この点は立案いたします際に厚生省とも連絡いたし、御承知のこと、昭和三十六年から国民皆保険になるわけでございます。かりに、受給の差別がいけない別は別にいたしまして、入っていないからといって全部出すという考え方もないわけでもないでございます。皆保険の方をチェックするようにして、皆保険。おそく昭和三十六年までには皆保険になりますから、私どもいたしましては、医療費の支給については、健康保険法に基づく診療報酬の額の二分の一を建前といたしておるわけでございます。それはどこで書くかと申しますと、十九条の後段の方の「学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒について安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより行うものとする。」この政令の中にもいろいろ書きたいと思っておりますのでございます。たとえば、例を申し上げますと、医療費の支給、これは健康保険法に基づく診療報酬の額の二分の一出したい。それから廃疾見舞金、死亡見舞金の金額も書きたい。それから日本学校安全会法以外の法令による社会保険その他の療養給付、あるいは災害補償を受けるときには、その補償の限度において災害給付は行わないというようにすることも政令でうたいたいと思っております。先ほど御質問の後段の点につきましては、医療費の支給は健康保険に基づく診療報酬の二分の一、従いまして、全国同一というように考えておる次第でございます。

ます。

○堀委員 その二分の一ということ、公平の原則からいってこうだと思ひますが、あなた方は政令で三割、七割の範囲で書く、それを行政指導で同一にするということ、どういうことになるのですか、また、これから政令をあなた方が作るわけですが、そのときに全国同一にしてもいいではないですか。それを政令は三割、七割、しかし行政指導では五割ということ、私はナンセンスだと思ひますが、そこはどうでしょう。

○清水政府委員 ただいま各県に二十あります財団法人学校安全会の審議会の主張を見ますと、相まちまちでござい。しかし、まぢまちである、たゞいま堀先生のおっしゃった、新しい法律ができたんだから、そこで半分にしてもいいんじゃないだろうかというお考えは、いさゝかともだと思ひますが、市町村長、設置者の立場もありまして、今後全国平均するように、私ども大体半々にいたしたいと思つて、その方向で指導いたしたいというふうに考へておる次第でございます。

○堀委員 私は半々にしろというのではない。あなたはさっき設置者が支払うべきだとおっしゃっているわけですが、私どもは設置者が全部払うべきだと考へるわけでは、けれども、地方自治体の実情もあつて全部が払えないというところであれば、当分の間父兄が二割持て、三割持てというところはやむを得ないけれども、同一にしろということ、ここにあるような三割から七割の間で持てということでない。なるだけ低いところへ下げて政令を書く。私

もそれくらいは地方自治体も持っていると思つてゐるわけですが。その点は皆さんの方で御検討をいたしたい、五割にきめなければならぬということではなく、なるだけ父兄負担を減らすということが建前だと思ひますので、そのようにお願いをしておきたいと思ひます。

そこまでできますと、父兄が掛金をするということ、これはどこではっきりしたのです。金額のいかに問はず、父兄が掛金をする。そうすると、学校における災害について、要するにこの安全会の給付に該当するものかどうかということ、これをきめるのは一体だれですか。

○清水政府委員 その前に、学校の管理下というものは何かという問題が出てくるのでござい。認定は、それはその次にいたしまして、認定はどうかという問題でございます。認定は、この災害共済給付は、支払いの請求を学校安全会にいたすわけでございます。その支払いの請求は、学校の設置者を經由して行ひますが、その際、公立学校に付いて申しますならば、教育委員会の意見を付して支払いの請求をして参るのでございます。その意見書によりまして安全会がこれを認定するということになるわけがあります。

○堀委員 この場合問題がちょっと複雑になつてくると思ひます。学校安全会が学校の管理下における災害かどうかを認定するということになりますと、場合によつてそういうことも災害給付の対象と認めるといふことは、一応ここにも疑問があります。損害賠償の問題が現実になることが今申し上げたようにあるわけですが、その管理下における事故だと学校安全会が認めな

かつたら大へんことになると思ひます。私は、学校安全会というものはそんな権限のあるものではないと思ひます。問題は、給付に該当するかどうかをきめる場所と、民法上の相手方となるときに、管理下における事故だと認定する場所とおのづから違つてくるではないかと思ひます。それは最終的には裁判にかけることになるかもしれせんけれども、学校安全会と裁判所以外にはないということになりますか。

○清水政府委員 私ども三年間の調査によりまして、学校当局といたしまして、学校安全会については鋭意注意を払つてゐるのでござい。それにもかかりませう、不可抗力と申しますか、不慮の災害が発生いたしておるわけであり。ただ、それとは別に、第三者による不法行為というふうなものが出た場合、これははっきりする場所としない場合がござい。例を申しますと、紫雲丸事件では直ちに国鉄当局が損害賠償をしてゐるわけであり。そういう場合には、この政令でもって、その限度においてはこちらでは扱わない。しかし、この例も果して適当かどうかわかりませんが、たとえは津の水泳の問題、これは今学校当局を相手にして訴訟が起きておるようでございます。こういうような問題は、安全会が一応支払うわけでございます。そうして、もし裁判の結果幸か不幸か損害賠償ということになりましたら、損害賠償をする人に対して求償権を持つというのがこの法律の規定としてあるわけでございますが、大部分は学校の

先生方が注意を払つておるにもかわらず、不慮の災害が発生する。そうかといつて、これは設置者側として、また学校側として管理しないというものではござい。やはり重大なる関心と関係を持つておりますので、そういう意味合いから、公共的な性質を持った日本学校安全会を作りまして、それに共済給付事業をさせようという考へ方でございます。

○堀委員 そうしますと、今のお話の中で初めて何つて問題があるのは、津の場合に学校を相手取つて訴訟が起きるおそれがある。さつきあなたは設置者だと言われたのだから、当然市の当局を相手取つていなければならぬのだけれども、その点今のお話ではちよつとおかしいと思ひますが、それは……（清水政府委員「市町村です」と呼ぶ）それは関係者が来られたときに伺ひます。

そこで今の、この問題についての学校管理下における事故というものを安全会がきめるのだということになりますと、率直にいつて、一方的なわけでは。支払う側の方だけがきめるのであつて、これは管理下のものではない。教育委員会からいろいろ意見がいつてきたけれども、あなたの方の安全会がそれを認めないという場合が起きる可能性がある。これはわからなかつた。思ひます。そういう場合における掛金をかけてゐる父兄の権利は一体どこに立つてゐるのか。要するに異議を申し立てる場所も何もここには書いていない。一方的にきめたら、それで申しまいというところになつてゐるようだが、異議申し立てができるのかどうか。その異議申し立てを取り上げる機

関があるかどうかということとは、この法律には何ら書かれていないのです、その点はどうということになりますか。

○清水政府委員 もちろん異議があります。この安全会に対して訴願できるように定款で定められる予定であります。これはたゞいま御指摘の通り、教育委員会の意見書をつけて参るわけでございます。しかし具体的な問題で、果してこれは学校の管理下であるかどうかという問題が出てくることがあるだろうと思っております。

学校安全会というのは、先ほど申しましたけれども、紫雲丸に対する国鉄のような問題が出てきた場合、できることならば早く死亡見舞金なりその他を払うようにいたすつもりでございます。ただし具体的な問題は学校安全会の役員でできるというわけにも参りませんので、ここにもございます通り学校安全の運営審議会——二十人でございまして、その中に審査部会を置きたいと思っております。しかし、一年にして何回あるかわかりませんけれども、一々中央まで来たのでは困りますので、地方に從たる事務所、支部がございまして、この支部は、附則の方に当分の間、教育委員会の職員がこれを援助することができるという意味の規定がございまして、私もそういったことは、現在そういうような仕事をやっております各県の教育委員会に保健体育課というのがございまして、そういう方面の仕事を、そういう方の人たちのお手伝いを得まして、そこに支部があります。支部にもやはり支部審議会というものを置きまして、支部にいろいろな支払いを委任することが多

いだらうと思ひますが、そこでもって迅速かつ適正に支払いをするようにしたいと考えておる次第でございます。

○堀委員 一応同じワタの中だけども、審査部を作ることでありまして、そこでこの第十八条に、何々の「管理下における児童及び生徒の負傷、疾病、廃疾又は死亡につき、当該児童及び生徒の保護者に対し、医療費、廃疾見舞金又は死亡見舞金の支給を行うこと。」、こういうことになっております。そこで負傷というのは非常にはつきりしておりますから、管理下における負傷というのは比較的好いと思ひます。これはもさっきのあなたの言ひ分では、管理下という言葉は非常に幅が広いので、どこまでを管理下にするかしないかという認定の問題は、やはり私は一つ問題があると思ひますが、問題は疾病の問題です。学校へ子供をわれわれはやっておる。ところが給食の問題で赤痢その他の伝染病に子供がかかったということが具体例としていよいよあるのです。その場合は、それについては安全会はお金を出すということになるのですが、この場合に、あなたのところで書いておる第三者の与えた問題ですね。第三者の行為によつて生じた場合において、「こういうことになっておるのです。もし赤痢になつたという場合には、これはやはり明らかに第三者の行為によつて生じたことである」という場合は、ここへ問題が私には出てくると思ひますが、そういう責任者はだれかということが、私は次

に起つてくると思ひます。この学校給食の責任者というのはい体だれですか。

○清水政府委員 学校給食は義務教育諸学校の設置者である市町村が実施いたしますので、設置者でございます。

○堀委員 設置者も責任があるという今のお話は、さっきの学校安全と同じところに戻つてきたわけですが、そうすると、その責任のあるところは、そういうことが起る危険について、その責任がほんとうに持てるような事態に現在なつておるかどうかということでは、卒直に申しますと、今の学校給食の実態というものをから見て、一体何か事故が起きた場合に、それは市町村自体だということではほんとうにいいのかわるか。私は皆さんがきょうここでそれを確認なさつたら、これは地方自治体全部に対して注意喚起しなければならぬ。もし学校で問題が起きたら、責任は市町村、みなあなたの方ですと、いうことではほんとうにいいのかわるかということでは、それで文部省は割り切つてよろしい、全部設置者の責任と、いうことでよろしいのです。

○清水政府委員 ただいま申しましたのは、給食の実施者は市町村でございます。それで給食の際に、まことに残念でございますが、年間を通じて教件食中毒、赤痢というものが発生いたしております。その際、私もいろいろ調査いたしておるわけでございますが、中には原因がはっきりしないものもございまして、一つの例を申しますと、給食従事員の検便は、少くとも私どもは月一回はやることを奨励しておるわけでございますが、中には二回やつて

おるところもございまして、検便をおとといやつて、きょうから子供に出た。それで調べたところがおとといやつたときには陰性だつたけれども、きょうはそうでなかつたといつた、そのあれもあるわけでありまして、こういう場合に、果して設置者に責任があると言ひ切れない面もございまして、あるいはまた一つの例でございまして、食糧品の貯蔵しておるところに、気がつかないうちに、どうもおかしと思つたらネズミが穴をあけて、それが原因で

もつて赤痢になつたのじゃなからうかというのもございまして。なるほど給食の実施者は市町村でありますけれども、ただ、直ちにこれが設置者、ひいては学校の責任だと言ひ切れない面もございまして。むしろ原因の不明な場合がかなりあるのでもございまして。ただし、だれが見ても、これは設置者の故意であるとか、あるいはだれが見ても過失であるとか、あるいはだれが見ても一定の手続によつて、設置者は、損害賠償をしなければならぬと思ひますが、給食の場合には、その点がなかなか困難な場合が多いのでございまして。具体的な一つ一つによつて判定していかなければならぬと思ひます。

○堀委員 今のやむを得ざる場合というの、これはもちろん責任を追及するわけにいかないと思ひますが、そこで、ではだれが問題があるか、現在の学校給食の会計その他の問題については、今のあなたのお話からすると、会計を含め、全部設置者に責任があるということになります。要するに学校給食というものの最終的な責任者を私は聞いておるから、今の事故その他の問題についても、あるいは経済

的な問題についても、どこかにはつきりした責任者がなければ、問題が起きたときに、一体どう処理するか。ということができないと思ひます。その場合の学校給食の、要するに会計上の責任も設置者でございます。

○清水政府委員 学校給食の給食用物資にもいろいろございまして、給食用資に関する限りにおいては設置者がやつておる、こう解釈して差しつかえないと思ひます。

○堀委員 給食用物資という言葉ではちよつとはつきりしないのですが、皆さんの方でやつておられるのは、日本学校給食会法がやつておられますところの脱脂粉乳、全粉乳、それからバター、なま牛乳、それから日本学校給食会では水産カン詰を扱つておる。こういうのも一つの物資には相違ない。しかし、それだけでは学校給食はできないのです。通常いろいろなものを買い込んでやつておるわけですから、そうすると、その会計自体は個々の学校にある。実は私どもの市では、いろいろと学校給食の会計上の問題において疑義があるから、市で一つ監査しようという問題が出たけれども、しかしこれは市の問題ではないということになつて、現在市ではこれを監査しておらぬわけですから、あなたのおっしゃるやうに、設置者が全部財政上の責任もあるということであるならば、これは当然市で監査が行われなければならぬと思ひますが、地方自治体側では、そういう見解を必ずしもとつておらぬ、こ

ういうことなんです、それに、一つ皆さんの方の考えをちよつと伺つておきたい。

○清水政府委員 学校給食につきまし

ては、もつと調査して御報告しなければならぬと思いますが、学校給食会は中央にございまして、しかし、この本法案と違ひまして、地方に支部というものが無いわけではございません。支部の役割を果しているのは、それぞれ各県にございまして、財団法人何々県給食会というものがあつてございまして。しかし、設置者といひまして、たとえば学校給食実施の責任者は設置者であり、施設設備につきましては、設置者がやる、それから必要保護児童についても、国がそれを補助してやるという建前になっておられますので、具体的にどれとどれについてということとは言えませんが、それにつきましても、その範囲内においては少くとも設置者は、学校について監査もできるのじやなかろうかと思つております。

○堀委員 この問題は一つあつて、次会に地方自治庁も出てもらつて、これはちよつと確認をしておきたいと思ひます。そうしませんが、これは非常に問題があるわけなんです。そういうふうな学校給食の会計上の問題については、いろいろ問題があるわけなんです。きょうはもう時間が十分ありませんから、次会に自治庁からも来てもらつて、はつきりしておきたいと思ひますが、こゝでちよつと給食問題が出ましたので、私ちよつと日本学校給食会法というものをずつと調べておりましたら、おかしなことが一つあるわけなんです。これをちよつと御説明いたしたいと思ひますが、昭和三十三年度の日本学校給食会物資経理決算書を調べておりましたら、きょう私は給食課長も御出席を願うようにしておきました。来ておられるわけですね。

それじゃ、その中でこういうことが起きているわけなんです。この決算を見ますと、決算報告の中に、事業外収入として四百七十七万四千三百円という項目がある。それを昨日、実はお宅の課の方に来ていただいて、一体この事業外収入というものは何かということをお伺ひしたところ、それは決算の支出の方に支拂いを行ったので、それに見合つて、未収金であるけれども、こゝへ事業外収入として四百七十七万四千三百円上げた、その内容の主たるものは例の長崎における給食物資横流し事件の関税法違反に基づくところの金をこゝで関税の方へ払つたのだ、こういうことなんです。それはそういうことなんです。が、ずつと調べていきますと、未収金明細表という中に、たくさん用途外使用に伴う弁償金という項目がある。

用途外使用に伴う弁償金という項目で、長崎県学校給食会を初めとして、岩手県、北海道、京都府、東京都、山形県、静岡県、群馬県、山梨県、兵庫、岡山県、大阪府、大分県、宮崎、三重県、愛知県、埼玉県、福島、こんなたくさん用途外使用に伴う弁償金というものが未収金明細表として上つておる。今の用途外使用に伴う弁償金の総計はこの決算書で見ると七百六十六万六千九百十円ある。そこで私さつきの学校給食の本体というものは非常に問題があると思ひますが、この中には財団法人学校給食会もありましようし、それから法人になつておる学校給食会も単位であると思ひますが、学校給食会というものは、本来余つた金のあるところじやないわけですね。少くとも全部各地方自治体

なり、そういうところから集めた金をもらつて、それに本部の日本学校給食会から来たものと、それをやりくりして、そうして一応きつちり出すので、利益をとるべき団体ではないわけなんです。そうするとこれだけの金が未収金——ちよつとこれを給食課長に来ていただいて今の長崎県の方はこの年度に出ていますから、三十二年の問題だと思ひますが、これだけたくさん並んでおるものが、一体いつ起きておるのか。そしてこれらは未収金だけれども、私は回収の見込みはないと思ひます。そういう考え方からすると、要するに利権をとつていない団体には、こういう問題が起きたらといつて、返せないので。そうするとこれは日本学校給食会の赤字として、未収金としていつまでも繰く、そのあとへ用途外使用に伴う弁償金という問題がまた次々と出てきたら、起す人たちはいいでしょう。何か適当にふところに入れておるのだからいいでしょうが、起された側はいつでも児童の負担となつて、山に積み上るといふ事実が起きてくるわけなんです。こういうことになるわけから、一体これはどこでどうする問題から、一体これはどこでどうする問題になるのかというところをはつきりしていただかないと、これは日本学校安全会も同じことだと思ひます。

○清水政府委員 ただいま御指摘の四百万円というのでございますが、これは御指摘の通り、いわゆる長崎の横流し事件のものでございまして。これは長崎に独立した財団法人がございまして、そこで落すという話で、私は、これはどうしても落すというようなことはちよつと待て、もう少し研究しなければいかぬと言つて、私が落すのをとめたわけではございません。

もう一つ、今の用途外使用弁償の問題でございますが、これは私の記憶が間違ひなければ、学校給食用の脱脂ミルクは、常に立ち会ひで検査するものでございまして、検査して、不適品につきましては、それを動物の飼料に回したのであります。その回す意味においてやつたのは、買った人たちがそれを動物に食わせるといういながら、わきへ回したということがあつて、これは非常に困るというので、ただいまは不適品につきましては、学校給食用には不適品であつても、他のパンやビスケットなどに十分使えるのだとて、そこで横流しを防ぐ意味において、学校給食用として不適品ときまつたものは、すぐそこでもって魚粉を入れまして、飼料に回すというふうになつておるか、そういうものは今後起きないという話でございまして。しかしこれは、あつたらどうなるかという問題で、それぞれの県の給食会に照会もしておるわけなんです。率直に申しますと、ただいま御指摘のように、もし各県にございまして、独立した財団法人何々県学校給食会から無理やりに徴収いたしますと、結局それは学校給食費に転嫁されるおそれがあるというところは認めざるを得ない。だからこの問題につきましては、今後どういふふうに徴収をやつ

ていくかということの研究しなければならぬと思つておるわけではございません。

それから、ただいま最後に学校安全会との関係を引き合ひに出されましたが、日本学校給食会は、御承知の通り、相当膨大な学校給食費を取り扱つておるわけではございません。ことに各県に独立した財団法人があるわけではございませんが、それだけ一そう経理は適正を期さなければならぬのでございまして、そのつど文書で注意を促しておるわけではあります。これはどちらかと申しますと、商的色彩が非常に濃いのではあります。日本学校安全会の方は、商的色彩はございせん。そういう意味合いもありまして、支部は、附則にありますが、各県の教育委員会との主管課の協力を得て遺憾なきを期したいと存じますが、御注意の点は十分注意して参らなければならぬと思ひますけれども、日本学校給食会とは事業の内容が違ふということだけ申し上げる次第でございまして。

○堀委員 今の清水さんの話は、ちよつと私が調べたところと違ひます。といひますのは、不適品払い下げについては、お宅の方で出したものでは項目が別途にあるのです。学校給食課の方に伺ひますが、三十二年度の決算書でちよつとわからないのは、未収金明細表の中に、売上金百七十五万二千二百八十二円、全国酪農協同組合連合会不適品払下第四回代となつています。一体これは何ですか。未収金としてここに出ているというのは、どういふのでしょうか。

○平岡説明員 三十二年の第四回目の不適品の払い下げは、約六万三千

ボンドでございまして、その金額が二百六十六万ばかりになります。それを三月二十七日に入札をしたわけでございます。従いましてそのうちの、ここに未収金として上つております百七十五万がしの金額だけ契約をして、その差額については翌年度に回ったという関係になるわけでございます。

○堀委員 実は私、この問題はちょっとおかしいと思つて、きのうも係に來ていただいたのです。皆さんの方の払い下げの書類をいただいて調べてみると、四回やつておつて、その四回の合計が五千三百六十八万七千六百七十二円になつてゐる。決算報告の方を見ると、九十一万円ばかりの差が出ておる。これは皆さんの方の決算精算書を見ますと、貸方の修正額として九十一万七千五百三十二円というのが出ておるから、きのうの御説明を伺つたら、三月二十七日がぎりぎりのところであつたので、これだけは現金が入りませんでしたということなので、一応そういうこともあろうかと思つたわけですが、しかし相手方は全国酪農協同組合一本ですよ。三月二十七日に六万三千五百六十七ボンド払い下げたということが、学校給食用の乾燥脱脂ミルクの不備品についてという日本学校給食会からの報告に明らかに出ておる。その中で一部はまだ金が入つていない、あとの一部は未収金だなどと、三つに分けて処理されておる。これはどうもおかしいと思ふ。相手方は一つです。その契約をした中で、こつちの会社の分は全部入りまして、こつちは現金収入がなかったから翌年度に回しま

した、これは契約でございすから未収金にあげましたというならわかるが、一つの相手方に対しては三つの取扱いをしたというところは、どうもおかしいと思ふ。なぜそういうことをしなければならぬのか。決算はなるほどそういうことで教は合はしてありますよ。しかし同一の払い下げですよ。あなたの方は三月二十七日一回に払い下げた。それに対して三つの取扱いをしておるといふことは、そこに何か理由がなければならぬ。昨日伺つたら、たゞさんありましたので、その一部は、ともかくこれは現金受け払いにしておりますので、その日に入らなかつたから翌年度に回して、決算は九十一万幾ら低いところで出すことにいたしましたというところで、そのときはそれなりで伺つてきたのですが、帰つてもう一回未収金を調べてみると、あと百七十五万二千二百八十二円ばかり未収金としてあげてある。一部は決算に入れたおる、一部は未収金、一部は現金が入つてないから決算から落した、こういう三段がまゑになつておる。これは重大な問題です。

○清水政府委員 今の三段がまゑといふのがちよつとびんとこなかつたので申しわけございせんが、よく調査いたしまして御返答申し上げたいと思ひます。ただ私の了解しましたのは、三月二十七日にこれだけ契約があつて、三月の末にこれは締め切つたものでございすから、現金が入らなかつたから未収金にしたのじゃないかと了解したのでございす。今伺ひますという問題があるやうでありまして、もう少し調べまして御報告いたしたいと思ひます。

○堀委員 お調べを願ひたいですが、今の話は、現金が入らないのなら、入つたものと入らないもので区別すべきです。ところが現金が入らないので、今度は未収金にしてあげておるものもある。三つあるのです。要するに決済の済んだものと未収金であつたものと現金を払つてなかつたから来年度に回したものがあつた。実際には三月二十七日に皆さんの方に報告でちゃんと出されておる。決算額が合わないの、おかしいと思つて調べてみたら、そういう三つの取扱いがあるといふことは、私はちよつと問題があると思ふので、これは次会に伺うことにしましう。

そこで次に法務省の方からお出願しておりますので、さっきの清水局長の答弁によりますと、日本学校給食会といふのは商行為が伴うから非常に問題が起る危険がある。しかし安全会法の方はそういうことはないから、あまり問題は起きないだろう、こういうお話が出たので、ところが罰則を調べてみますと、収賄等というので、全部一條々いろいろなことが書いてあるわけですよ。これはちよつと承るところによつて、法務省の方ではこういうふうな御意見があつたから、体育局ではここへこういうふうな書いたんだと、いふふうな聞いたこともありますが、その真偽はどうでもないですが、日本学校給食会の方を調べてみますと、身分の取扱いが公務員に準じてやういふ項目が書かれていないので、罰則がこの法律には一條々書いてある。あまり問題がないだろうと

いうのかかわらず、なぜ罰則をこんなに強化して書かなければならなかつたか。刑法百九十七条では「公務員又ハ仲裁人其職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス」請託ヲ受ケタル場合ニ於テハ五年以下ノ懲役ニ処ス」ということになつてゐるのだと思ふ。これは四十三条とほとんど同じだと思うのです。拝見すると、ここに書いてある法文がほとんど刑法と内容が違つたにもかかわらず、なぜこれを一々書かなければならなかつたのかといふ点をちよつと局長さんに伺ひたい。

○清水政府委員 御指摘の通り給食会は十四条で「給食会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用についてみなす」という規定がございす。御承知のごとく、この法案を作ります際には関係各省と連絡をいたしておるわけでございますが、こういうふうな私報告を受けておるわけでございます。この日本学校安全会は特殊法人であるが、しかし一般国家公務員に比べて待遇がいいわけでもない、恩給もない、身分も安定してゐるものでもない。それを一般国家公務員と同じようにみなすのはどういふものであろうかといふ意見もあり、また内容的に言ひまして、普通の国家公務員のように「もろろん道義的には秘密を守らなければならぬ」であります。法律的に秘密を守る義務であります。あるいはまた職権濫用といふような心配もなす。もし公文書偽造があつたならば、公文書偽造でも罰せられるのじゃないかというやうな方向で、昨今できておりますのは、それぞれの法人に

よつて違ひますが、この種の法人はこういう書き方になつておると伺つております。たとえば昨年でございました国立競技場法もこの例になつておりました。内容も全く同じでございます。それだけ申し上げておいた方がいいと思ひます。

○堀委員 最近にできた中の農業協同組合職員共済法なんか見ますと、こんな複雑な罰則はついていないのです。そして今の日本学校安全会法も似たことなのですが、一体どれだけ違ふのですか。刑法とこの罰則の違いをちよつと説明して下さい。あなたの今おっしゃるのは学校安全会の職員は身分上の問題があれだから刑法に準じてはひどいのだというが、内容はほとんど変わらないのです。それも刑法よりもっと手が込んだように書いてあるわけなのです。あなたの話とちよつと違ふと思うのですが、刑法とどこが違ひますか。

○宮崎説明員 ただいまのように、公務員と一般にみなす公務員といたしますと、あらゆる刑法の適用関係で公務員とみなされます。たとえば安全会の役員に對し暴行を働いたといふような場合には、公務執行妨害罪かといふことになつて参ります。それほど公務員性が強いのかい。それはいかに考へて、それじゃどういふ点だけ公務員として特に取り上げたいかといふことで、いろいろ関係だけ取り上げた、さつき清水局長から説明した通りです。実際の適用の相違は公務執行妨害、公文書偽造、そういうふうな問題になつてくると思ひます。

○堀委員 そうするとこれは法律の書

き方ということになるのかもしれないけれども、片一方刑法の百九十八条は贈賄という項目がございまして、要するに、贈賄した者は三年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処す、というふうになっているのです。ところがこちらのほうは三十万円以下の罰金になっているのです。あなたの方の法律は刑法以上のものを課しているわけですが、公務執行妨害とかその他の問題については、もちろんそれはそこまで書かないでいいのだと思うのですが、私は収賄、贈賄等については公務員に準ずる程度でもいいんじゃないかと思うけれども、あなたの方はさらにここで三十万円も罰金をつけている、これはどうですか。

○宮崎説明員 現在の刑法は五十万円になっていますが、これは罰金等臨時措置法によって五十倍、二十五万円です。この方は三十万円、それでも五万円は多いわけですが、法文の体裁その他から、五十倍以上になってもいいんじゃないかというので、三十万円としたのであります。

○堀委員 さっきの話で、要するに片方の学校給食会の方は商行為を伴うので、必然こういう贈賄の危険が非常に多い。多い方は刑法に書いてないから私は五十万円だと思っておったのですが、今のお話では二十五万円だそうですね。問題のある方は二十五万円、問題のない方は三十万円だというのはどういうわけですか。これは局長の方の関係でしょう。

○清水政府委員 これは明文がございまして、昨年の国立競技場法と全く同じでございますので、その点御了承いただきたいと思います。

○堀委員 そんなことは答弁にならないと思う。私はたまたま国立競技場法をやるときに文教委員でなかったから、それは私それのことについて今ここでどうとも言えないけれども、そのときにこうであったから、これもこうでありますというところは答弁にならない。新しい法律をあなたの方が出しておるのですから、何らか理由がなければならぬ。二十五万円であるものを三十万円にした理由を一つ伺いたい。

○清水政府委員 この罰則の問題につきましては、法務省が全般的な意見を持っておりますので、その意見に従ったわけでありまして、

○堀委員 さっき私が法務省側の見解があるから、それでどういうことになったのかと言ったら、清水さんはそのうでございませんとおっしゃって、今度は法務省の方に従ったと言われる。それは今度は法務省に伺いますが、法務省としてはこれはどうしても三十万円にしなければならぬ何らかの根拠があったのでしょうか。

○宮崎説明員 現在罰金の形としては、罰金等臨時措置法を適用した五十倍の型と特に一つ一個別的に罰金を規定する型と二つありますが、この学校安全法の場合は個別的に定める形をとったわけでありまして、そういう形の法令で、この種の法人あるいはこれに準じた団体の贈賄の場合には三十万円という型を一つ作ったという以外には特に理由はありません。

○堀委員 それはそういうことにならないという事実を言っても、それはあなたがそういうだけで、今のお話の様子では三十万円にした根拠はないですね。片方ではともかく二十五万円でき

ている法律が一つある。これは国の基本法たる刑法以上ですね。ですから基本法たる刑法以上の罰を課さなければならぬということについては何らかの理由がなければならぬ。それをあなたの方がちよっとした気分ではこれは一つ三十万円にしよう、これは五十万円にしようというところで法律を書かれては国民はたまったものではない。やはり三十万円なら三十万円にした根拠、こういう危険があるとか、こういうことを予想してこうしたということがあるならいいけれども、さっきの清水局長の答弁によれば、学校安全会の方にはもう問題の残る余地はございません。そうして支部は都道府県の教育委員会がやります、実は法律を見ると当分の間都道府県の教育委員会がやることになっているので、やはり地方に役員を置くことになっておるといふことをおっしゃっておられるけれども、しかしそういうふうな片方では危険が非常に少ないというなら、刑法以上の罰則を課するということになるとやはり問題がある。これはなぜそうしなければならぬかということについては、やはり国民に納得せしめる根拠がなければいけません。そう軽々と罰則だから五万円ふやした、ちよっとスタイルを変えてみたというだけでは国民は納得できないと思います。しかしこれは今お答えできないければ、答弁は次会でけっこうです。

○白井委員長 この際暫時休憩し、直ちに常任委員長室において理事会を開会いたします。

午後二時二十五分休憩

午後三時五十一分開議

○白井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの理事会の協議に従いお諮りいたします。ただいま当委員会において審査いたしております社会教育法等の一部を改正する法律案は、重要法案でございますので、参考人を招致し、意見を聴取し、委員会審査の参考に資したいと存じます。これに賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○白井委員長 起立総員。よって参考人招致は決定いたしました。

なお、参考人より意見聴取の時日、参考人の人選、その他手続等については、委員長に御一任願いたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○白井委員長 起立総員。よってさよう決定いたしました。

次会は来たる二十四日午前十時より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

昭和三十四年三月二十五日印刷

昭和三十四年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局